われわれは遺族の相互扶助、道義の高揚につとめ、平和日本建設に寄与し、戦争の防止、世界恒久平和の確立を期するを信条とする。

いさお新聞

発行所　〒703-8272
岡山市中区奥市3-22　岡山県遺族連盟
電話代表　086-271-7175
ＦＡＸ　086-271-4815
郵便振替岡山01230-9-3532
発行責任者　岸本清美
編集責任者　豊島始男
印刷所　西尾総合印刷株式会社
定価（郵税共）年額1,200円
ホームページ http://izoku-okayama.jp/

日本遺族会

総理の靖國参拝定着、特別弔慰金の継続・組織の継承など 平成26年度活動方針・事業計画を決定

日本遺族会は二月二十七日㈭、「靖國会館」会議室で第三回理事会を開催し、平成二十六年度活動方針・事業計画並びに同予算を審議し決定した。

英霊顕彰運動では、昨年十二月に安倍総理が靖國神社に参拝されたが、引き続き、総理の参拝が定着するよう世論喚起と環境整備に努めると共に、一部識者及びマスメディアが提起している靖國神社に代わる追悼施設建設の動きが再燃すれば、断固阻止するとしている。

処遇改善運動では、来年六月に最終償還を迎える「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の継続・増額に向けて組織の総力を傾注する。特別弔慰金の受給対象者は全国で約百三十万人と見積もられ、会員の大半が対象者となることから遺族会組織の存亡をかけた最重要課題である。このため、日本遺族会では担当役員による遺家族議員や関係省庁への陳情のほか、六月に全国戦没者遺族代表者会議、七月の女性部研修会、そして十二月には全国遺族大会をそれぞれ開催し、引き続いて国会陳情を行うことにしている。また、各都道府県においても地元選出自民党国会議員に対し、理解と協力を求める陳情運動を行うこととした。

更に、遺族の高齢化が顕著となり組織の継承が急務となっている。遺族運動を進める組織の後継者として、戦没者の孫、曾孫を中心とした全国的な「青年部」組織の確立に努めるとし、孫・曾孫の実態調査など組織づくりに向けた取り組みを進めるとした。

その他、遺児による慰霊友好親善事業、遺骨帰還事業の拡充強化などの推進を図ることなどを決定した。

平成二十六年度日本遺族会活動方針・事業計画は一～五頁のとおり。

理事会で挨拶する尾辻会長
（２月27日：靖國会館）

平成26年度日本遺族会 活動方針・事業計画

終戦から六十九年目の年を迎え、戦後世代が国民全体の八割にならんとする今日、先の大戦の記憶が風化し、国民は戦争の悲惨さ平和の尊さを忘れつつある。また、世界各地では未だ紛争が絶えず、日々罪のない多くの尊い生命が失われている。とりわけ我が国を取り巻く東アジアにおいては、中国・韓国が領土・領海・領空等に強硬姿勢をとり領有権が脅かされている。その動向を注視していかなければならない。

我が国においては、昨年七月の参議院議員選挙において自由民主党が大勝し安定政権を獲得すると共に、ねじれ国会も解消することができた。

安倍晋三内閣総理大臣は、内閣発足から一年を迎えた昨年十二月二十六日、本会の悲願であった靖國神社に参拝した。内閣総理大臣の靖國神社参拝は平成十八年八月十五日以降途絶えており、七年四カ月ぶりである。中国、韓国からの画策に屈せず信念を貫かれ英断されて参拝したことは大きな一歩であり、戦没者遺族は深く感謝をすると共に今後は総理、閣僚の参拝が定着化し不動のものとなるよう広く働きかけ、環境整備も含め一層の努力を推し進めなければならない。

一方、靖國神社に代わる新たな「国立の戦没者追悼施設新設構想」は現政権からは聞こえてこないが、国内マスメディアの一部は中国、韓国に迎合し、靖國神社に代わる新たな追悼施設建設を提起し世論に打って出てきている。今後、建設に向けての動きが再燃すれば断固阻止しなければならない。

戦没者遺族の処遇改善は、公務扶助料の改善はもとより本会の最重点項目である平成二十七年に最終償還を迎える「特別弔慰金」の継続・増額である。遺族会の存亡をかけ組織の総力を結集し実現に向け運動を推進しなければならない。

本会は、昨年四月に一般財団法人に移行した。女性部においては本年六十周年を迎える。二十一世紀を生きる我々戦没者遺族は光輝ある組織を継承し、国の礎となられた英霊の尊い御心を忘れず、「二度と戦争をしてはならない。我々のような遺族を出してはならない」という原点に立ち返り、英霊を顕彰し後世代へと引き継いでいかねばならない。そして、絆を大切に心ある国民と共に世界の恒久平和を目指し、戦争の悲惨さと平和の尊さを戦後世代にしっかりと語り継いでいきたい。そのためにも、本会は我々の後継者である戦没者の孫・曾孫を中核とした全国統一的な「青年部」の組織化を急がなければならない。

ついては、ここに平成二十六年度活動方針・事業計画を策定し、懸案解決に邁進する。

活動方針

一、英霊顕彰運動の推進

先の大戦で国の礎となられた戦没者の尊い犠牲により、我々は今日、平和と自由の恩恵を享受できている。戦没者に対し、国家、国民は、尊崇と感謝の誠を捧げることを決して忘れてはならない。

靖國神社は戦没者を祀る我が国唯一の追悼施設であり、国を代表して内閣総理大臣が参拝されることは極めて当然のことである。

安倍晋三内閣総理大臣は第二次安倍内閣発足から満一年を迎えた昨年十二月二十六日、内外からの批判に屈せず信念を貫かれ靖國神社に参拝し

た。安倍総理は「不戦の誓いのために参拝した。英霊のご冥福をお祈りし、手を合わせることは世界共通のリーダーの姿勢だ」と述べられた。今後も総理に対する内外の圧力が予想されるが、総理、閣僚の靖國神社参拝の定着化を目指し環境整備に努力していかなければならない。

参拝後のマスコミ等の世論調査では、総理の参拝に賛成する旨の回答が六十％から八十％あり（朝日新聞、インターネット世論調査）、大多数の国民が支持している。国民の輪をしっかりと広げ世論喚起に努める。

更に、靖國神社に代わる新たな国立の追悼施設の建設は靖國神社を形骸化するだけでなく、靖國神社を唯一の追悼施設であると考える戦没者遺族らの心情を逆撫でするような施設であり、断じて容認できない。中国・韓国等からの外圧が増す中、国内マスメディアの一部は靖國神社に代わる新たな追悼施設建設を提起し世論に打って出てきている。今後、新たな建設に向けての動きが再燃されれば、我々は断固阻止する。

また、大東亜戦争の正しい歴史観の確立をはじめ、歴史、伝統、文化など、よき固有の精神文化の継承に努める。

各都道府県支部においては、引き続き知事の護國神社参拝を推進する。

二、処遇改善運動の推進

戦没者遺族に対して支給される公務扶助料等は、国家補償の理念に基づき改善されるべきことはいうまでもない。

また、平成二十七年六月十五日に最終償還を迎える「特別弔慰金」の継続・増額実現は、本会の存亡をかけた最重要課題であることから、あらゆる方途を講じ、その実現に向け強力に運動を推進する。

その他、本会の要望事項の完全実現を図る。

三、組織の拡充強化

高齢化著しい本会にあって、会の使命は英霊の顕彰と戦没者遺族の福祉の向上であることに変わりはない。しかし、組織の中核である戦没者遺児も高齢化は否めないことから、組織を今一度見直すと共に、再構築を加速し光輝ある組織の継承に努めなければならない。そのため、戦没者の孫、曾孫を糾合して青年部組織の確立は焦眉の急である。本部・支部と連携を密にして、孫・曾孫を含め家族ぐるみで参加できる各種事業を企画実施する。

また、特別弔慰金受給者、慰霊友好親善事業及び遺骨収集帰還事業参加者等に対して、各支部への積極的な入会の働きかけを行うなど組織の拡充に努める。

本年は、女性部が昭和二十九年の婦人部として結成されてから六十周年の節目を迎える。これを機に改めて初心に帰り、女性の遺児は女性部組織の後継者であることを自覚すると共に、未加入遺児の女性を積極的に遺族会活動に参画されるよう取り組む。

組織活動の維持には財政の確立が欠かせない。このため本部では福祉事業の収益部門を強化すると共に、支部もあらゆる方途を講じて資金の確保に努める。

更には、ホームページ、機関紙等を充実させ、積極的な広報活動を行う。

四、遺児の慰霊友好親善事業及び遺骨収集帰還事業等の推進

遺児の慰霊友好親善事業は、各支部等の協力を得て全国の千七百余りの市区町村の広報誌等への掲載依頼をするなどして参加者を募ったが、参加者は昨年とほぼ同数となった。

戦没者遺児は平均七十三歳を超え、高齢化が顕著になっている。このため、配偶者、孫等との参加など事業内容の充実、実施地域、日程等を再検討すると共に、未端までの広報活動や広告媒体の拡大など、本事業の周知徹底を図り参加者増に努める。更には、引き続き同事業の補助事業団体となるよう努力する。

また、政府主催の「遺骨収集帰還事業等」については、政府は平成二十六年度から南方諸地域での遺骨収集事業等を強化するとの方針を打ち出した。自民党も戦後七十五年となる平成三十二年までを集中実施期間とし、予算や人員の増強、担当大臣の設置、在外公館への専門職員の配置などを政府に促す考えを示している。この状況に鑑み、本会としても積極的に参加協力することは無論、戦没者の孫、曾孫等の参加者を広く促す。

「民間建立慰霊碑等整理事業」や「海外未送還遺骨情報収集事業」、「樺太・千島戦没者慰霊碑維持管理事業」についても、事業の重要性に鑑み、引き続き本会に委託されるよう努める。

五、社会奉仕活動の推進

恒久平和を目指し、国内や旧戦域において戦没者遺族に相応しい社会奉仕活動（ボランティア）を各支部の協力、遺児の慰霊友好親善事業等を通じて引き続き企画実施する。

六、昭和館運営事業の推進

戦没者遺族をはじめとして、国民が経験した戦中・戦後の労苦を次世代に継承していく国立の施設である「昭和館」運営事業の充実を図る。

事業計画

一、英霊顕彰運動

(1)　総理、閣僚の靖國神社参拝の継続・定着運動の推進

①　安倍総理は昨年十二月二十六日、靖國神社に参拝した。「国の指導者が靖國神社に参拝するのは当然だ。総理在任中に参拝できなかったことは痛恨の極みだ」と述べていたが、内外の圧力に屈することなく信念を貫いて参拝され、戦没者遺族は安倍総理の英断に心から感謝した。

日本の安寧と繁栄を願い散華された英霊に対し、我が国を代表する内閣総理大臣が靖國神社に参拝し、英霊に尊崇と感謝の誠を捧げることは極めて当然のことであり、国家存立の基本である。

今後は、総理、閣僚の靖國神社への参拝が定着化するよう、関係諸団体と連携を密にして運動を推進し環境整備に努めていかなければならない。

②　環境整備

ア．世論喚起

昨今のマスコミ世論調査では、総理の靖國神社参拝支持は平成二十五年一月は四十九・三％（産経新聞世論調査）、七月は四十六％（読売新聞世論調査）と国民の半数近くが支持した。

昨年十二月の安倍総理の靖國神社参拝後には六十％から八十％（朝日新聞、インターネット世論調査）と評価する声が多かった。この声が広く国民に伝達され、大きな輪となるよう世論喚起に努めなければならない。

本会ホームページや遺族通信等を通じて、若者世代に正しい歴史観などを説き、ツーウェイのコミュニケーションを図り、世論喚起の拡大に努める。また、英霊にこたえる会の事業に積極的に協力する。

イ．国会対策

昨年の参議院議員選挙後、戦後生まれの国会議員が約九割となり世代交代が進んでいる。総理、閣僚の靖國神社参拝をはじめ、先の大戦や靖國神社問題等の正しい知識、並びに本会の組織や活動を理解、認識を得るため、遺家族議員協議会と連携し本会事業の啓蒙に努める。

更には、与野党国会議員、特に初当選した国会議員に対し「みんなで靖國神社に参拝する国会議員の会」への入会を促すと共に、靖國神社への参拝を働きかける。また、靖國神社への参拝についての誓約を取った議員においては、誓約の履行を促す。

(2)　国立の戦没者追悼施設建設構想の阻止

中国・韓国の圧力が増す中、国内マスメディアの一部は、靖國神社に代わる新たな追悼施設建設を提起し世論に打って出てきている。国立の戦没者追悼施設新設構想は現政権からは聞こえてこないが、建設に向けて動き出すことも考えられることから、政府の動向と共に国内マスメディアの報道内容も注視するなど情報収集に努める。なお、

建設に向けての動きが再燃されれば、他団体と連携して断固阻止する。

(3) 知事の護國神社参拝運動の推進

近年、知事の護國神社参拝は二十五県程度であったが、平成二十四年八月から平成二十五年七月まで知事の護國神社への参拝は十四県、議会議長の参拝は九県であった。参拝されない支部にあっては、知事が春秋の例大祭及び八月十五日に参拝するよう要請する。また、靖國神社への参拝も併せて要請する。

東京都においては、石原元知事同様、引き続き他団体と協力して知事の靖國神社参拝を要請する。

(4) 大東亜戦争の正しい歴史観の確立

① 「東京裁判史観」の払拭と大東亜戦争の正しい歴史観の確立に引き続き努める。

② 関係団体と協力し、平和の尊さを次世代に伝えるため、インターネット媒体、絵本、マンガ、DVD等を活用して広報活動に努める。また、「語りべの会」等を催し、子どもたち、若い世代に積極的に語り継ぐ。

③ 引き続き昭和館の展示や巡回特別企画展を通じて、戦中・戦後の国民生活の労苦を後世代に伝え、若い世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを訴え啓蒙活動に努める。

(5) 市区町村における慰霊祭等の実施

戦没者の慰霊祭は遺族のためのものではなく、国の平和と愛する郷土の平安、そして家族の幸せを願って犠牲となられた方々が対象であり、各自治体は率先して主導すべきものである。また、戦前戦中の徴兵制度において地方自治体が果たした役割を考えるとき、その責任は永遠に免れるものではない。その意味からも未来永劫継続されなければならない。

しかしながら、遺族の高齢化が著しいことから、今後は孫・曾孫等の参列を一層促すと共に、慰霊祭を催す際には、家族揃って慰霊碑等の清掃奉仕を行う。

(6) 靖國神社等との連携

靖國神社、護國神社、千鳥ケ淵戦没者墓苑及び各種慰霊団体との連携を密にし、引き続き相互理解を深める。

また、靖國神社崇敬奉賛会の事業にも引き続き協力する。

(7) その他

英霊にこたえる会と協力して、中央及び地方において英霊顕彰の各種事業を企画実施する。

六月二十三日は沖縄県における「慰霊の日」であり、沖縄県遺族連合会が毎年主催する「平和祈願慰霊大行進」に引き続き参加協力する。

二、戦没者遺族の処遇改善運動

(1) 公務扶助料等の改善

高齢化著しい戦没者遺族にとって、公務扶助料等は生きて行くための重要な糧となっているのは周知の事実である。しかし、一部では公的年金引き下げの声も聞かれる。戦没者遺族に対し支給される公務扶助料等の意義について、国家補償の理念で支給されるものであることを、機会を捉え広く知らしめる努力を引き続き行う。

また、公務扶助料等の主旨に副って、改善が行われるよう強く国に働きかける。

(2) 特別弔慰金の継続・増額

① 平成二十七年六月十五日に最終償還を迎える特別弔慰金の継続・増額実現は、本年度処遇改善の最重点項目である。本会の総力を結集してその実現を図ると共に、遺家族議員協議会の先生方の協力を得て運動を推進する。

② 全国戦没者遺族大会等を六月中旬及び十二月中旬に開催し、国会への陳情を実施する。

③ 各種会合等の機会をとらえ、自民党所属国会議員に陳情を行う。

支部においては、地元選出自民党所属国会議員が帰郷した際に、特別弔慰金の継続・増額についての理解と協力を得る陳情運動を行う。

(3) 全国戦没者追悼式への国費参列者の対象範囲の拡大及び式典内容の改善等

平成二十七年は戦後七十年の節目の年である。この節目の年をひとつの機会と捉え、全国戦没者追悼式への国費で負担する遺族代表の増員や、対象範囲を戦没者の曾孫、甥、姪まで拡大することは勿論、戦没者の子・兄弟姉妹の配偶者も制約無きよう参列できる制度の改善に努める。

また、式典に児童・生徒の参列を促し、平和を願う詩の朗読等を行うなど、式典内容の見直しを関係当局に要請する。

三、組織の拡充強化

(1) 組織の拡充強化

① 戦没者の遺児は組織の中心的役割を担うことを自覚し、慰霊祭への参加、会費の徴収、機関紙の配布等々、積極的に支部の活動に参加協力するのは勿論、各種事業に戦没者の孫・曾孫等と一緒に参加するなど、新たな後継者造りに努力する。

また、本部では女性部研修会、事務局長会等を通じて、孫・曾孫を糾合して「青年部」組織の立ち上げを加速させると共に、孫・曾孫等後継者を対象とした幹部研修会を開催する。

② 支部にあっては、引き続き魅力のある支部づくりを創造すると共に、戦没者の孫・曾孫等青年部の組織化並びにリーダーの育成、更に、甥・姪を含め新規会員の獲得に努める。

そのため、孫・曾孫の実態調査を推し進める。

ア. 慰霊友好親善事業及び遺骨収集帰還事業の参加者等に対し、説明会や報告会等の会合を設け漏れなく会員とするよう努力する。

イ. 特別弔慰金受給対象者に対し、平成二十七年以降も特別弔慰金が受給できるよう理解と協力を要請し、組織活動への参画を働きかける。

ウ. 次世代後継者である戦没者の孫・曾孫等青年部の組織化に取り組み、各支部五十～百名程度を目標とする。併せて名簿の整理にも取り組む。また、支部市区町村内においても同様に努める。

③ 女性部は、本会に提言した事項について着実に実行に移すよう本部・支部と一体となり、引き続き取り組む。

また、各支部にあっては、女性遺児の参加を積極的に要請すると共に遺児の配偶者・孫・曾孫等の入部を促進し、後継者の育成に努める。

更に、家族ぐるみで参加できる魅力的な部会を引き続き模索する。

④ ブロック会議を開催し、連携を密にすると共に情報の共有化を図る。

(2) 財源の確保

① 本会は、唯一の収益

沖縄平和祈願慰霊大行進
参加者募集

昭和三十七年の初実施以来、今年で五十三回目となる慰霊大行進は、沖縄戦の死没者の慰霊と世界平和祈願を目的に、沖縄戦が終結した六月二十三日の「慰霊の日」に日本遺族会並びに沖縄県遺族会の共催で実施されています。行進は糸満市内から本島南端の「摩文仁」までの約八・五㎞。

参加ご希望の方は県遺族連盟までお申し込み下さい。募集要項は次のとおり。

▼実施期間　六月二十二日(日)～二十四日(火)（二泊三日）

▼日程（概要）

【6月22日】那覇市内ホテル集合（午後三時から受付）～結団式～沖縄県戦没者追悼式前夜祭

【6月23日】平和祈願大会～平和祈願慰霊大行進～政府主催戦没者追悼式～懇親会

【6月24日】朝食後、解散。

▼参加費用　三万円程度（参加人数により変動）

※参加費用には自宅から那覇空港・集合場所間の往復交通費は含まれません。各自で手配願います。

※沖縄慰霊の日の関係上、航空便の予約は早めに。

※参加経費の一部を県遺族連盟で補助します。

部門である機関紙発行事業の機関紙の販売強化に努めると共に、本会にふさわしい収益事業について検討する。

なお、四月一日より消費税率が八％に引き上げられるが、機関紙の購読料については二十六年度は据え置きとし、平成二十七年十月に消費税が十％に引き上げられる際に購読料の改定を検討する。

また、本会の活動内容の充実をより一層図るため、法人、一般等から幅広く賛助金を受け入れる。

その他、あらゆる方途を講じて、財源の確保に努める。

② 支部においては、会費の減少が著しい現状で財源の確保は深刻な問題である。このため英知を結集して基金の造成に努める。

また、平成二十七年の特別弔慰金の継続・増額運動に向け、受給者にその獲得運動の主旨を説明し、会の運営に関する理解を求め拠金等を働きかける。

(3) 支部事務局の強化

組織の拡充強化は支部事務局に負うところが大である。このため、引き続き本部、支部、更には支部相互間の連携を密にし強化を図る。

(4) 実態調査の継続実施

各支部は、遺族の実態調査を引き続き行うなど、会員名簿を整理して遺族会員の把握に努めると共に、新規会員の獲得に引き続き努力する。

(5) 啓蒙活動の実践

① 英霊顕彰並びに処遇改善運動や慰霊事業等の本会の活動内容を、機関紙、ホームページをリアルタイムで更新するなどして、遺族会員のみならず広く一般にも理解されるよう、わかり易く、かつ正確な情報伝達を行う。

② 本会の運動や組織に対する理解と協力を得るため、慰霊友好親善事業参加者等に対する機関紙の個人購読の拡大、市区町村支部への直送や末端までのスムーズな配布などを確実に実施する。

③ 各支部では、遺族会に関するパンフレット等を作成するなどして、会員自ら家族ぐるみで本会活動への参加を呼びかける。

四、遺児の慰霊友好親善事業及び遺骨収集帰還事業等

(1) 遺児の慰霊友好親善事業

本事業が、引き続き補助事業団体となるよう努める。また各支部等の協力を得て、各地方公共団体の広報誌や新聞のパブリックスペースの活用や、ポスターを作成して参加者を募ると共に、本会からも各市区町村の広報担当者へ記事掲載並びに広報依頼を引き続き行う。

更には、同事業について未だ知らない方が多数いると思われるので、全国版新聞紙への広告等の検討やホームページによるＰＲ活動を強化する。

また、事務処理のＩＴ化を進め、事務の効率化を図ると共に、戦没者遺児と一心同体である配偶者の参加、更には参加者の高齢化を考慮し、付き添い者として孫、甥・姪の参加及び実施期間、訪問地等の事業内容の見直しの検討を行う。

◎平成26年度実施地域（広域地域15地域、延べ15回・七九二名／予定）

①旧満州、②西部ニューギニア、③旧ソ連、④マリアナ諸島、⑤東部ニューギニア、⑥ボルネオ・マレー半島、⑦フィリピン、⑧ソロモン諸島、⑨トラック・パラオ諸島、⑩ミャンマー、⑪台湾・バシー海峡、⑫中国

※以下の地域は二次を実施する。

①東部ニューギニア、②ミャンマー・インド、③フィリピン

（特定地域３地域・一〇八名／予定）

①西部ニューギニア、②ビスマーク諸島、②マーシャル・ギルバート諸島

(2) 民間建立慰霊碑等整理事業

本事業も、本年度引き続き本会に委託されるよう努め、厚生労働省の指導のもと地方自治体、関係団体等と協力して実施する。

◎平成26年度実施地域

（２地域／予定）

①東部ニューギニア、②ビスマーク・ソロモン諸島

(3) 海外未送還遺骨情報収集事業

本事業も、引き続き本会に委託されるよう努め、厚生労働省の指導のもと地方自治体、関係団体等と協力して実施する。

◎平成26年度実施地域

（３地域／予定）

①旧ソ連、②フィリピン、②ミャンマー

(4) 樺太・千島戦没者慰霊碑維持管理事業

厚生労働省の指導のもと、関係機関等の協力を得てロシア・サハリン州スミルヌイフにある「樺太・千島戦没者慰霊碑」の良好な維持管理に努める。

(5) 政府主催の遺骨収集帰還事業等

政府主催(厚生労働省)の遺骨収集帰還事業等には、孫・曾孫等の参加者をより一層促すと共に、引き続き積極的に参加協力する。併せて、ホームページや遺族通信、各種会合等においてＰＲする。

◎平成26年度遺骨収集帰還等実施地域（12地域／予定）

①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ、⑥沖縄、⑦硫黄島、⑧ハバロフスク、⑨沿海、⑩イルクーツク、⑪ザバイカル、⑫カザフスタン共和国

◎平成26年度慰霊巡拝実施地域（12地域／予定）

①フィリピン、②東部ニューギニア、③マリアナ諸島、④トラック諸島、⑤マーシャル・ギルバート諸島、⑥インド、⑦中国、⑧硫黄島、⑨ハバロフスク、⑩沿海、⑪アムール、⑫カザフスタン共和国

(6) 戦跡慰霊巡拝

本会主催の戦跡慰霊巡拝は、各支部の協力を得てミャンマー地域(予定)を実施する。

五、社会奉仕活動の推進

(1) 国内における社会奉仕活動

各支部においては、一人暮らしを余儀なくされている年老いた戦没者の妻等の家庭や施設を訪問し、清掃や話し相手等のボランティア活動を引き続き実施すると共に、母に感謝する会や「母の日」に合わせた行事等を継続して実施する。

また、護國神社、諸社、慰霊碑、忠魂碑等の清掃奉仕活動には孫や曾孫等、家族揃って参加する。

(2) 海外における社会奉仕活動

先の大戦の旧戦域における恵まれない子どもたちに対して、(公財)日本ユニセフ協会や日本赤十字社を通じての援助等や、戦争による深い悲しみを経験した戦没者遺族が等しく思う戦のない世界の恒久平和の実現に向けて啓蒙活動を行うなど、本会にふさわしい社会奉仕活動を引き続き企画実施する。

また、遺児の慰霊友好親善事業を通じて、旧戦域の災害被災者等に対する衣類等の援助や、本会がミャンマー(旧ビルマ)へ平成十一年度から三年間で三校を建設贈呈した小学校や各地域の小学校、孤児院、病院等の諸施設を訪問し、学用品、車椅子等を寄贈する。更には、植林活動等にも協力する。

六、昭和館運営事業の推進

(1) 広報活動等事業

① 広報活動

ＪＲ、東京メトロ、郵便局等の公共機関における広報活動の充実を図ると共に、昭和館パンフレットを各都道府県、全国の教育委員会、遺族会、小学校、中学校、高等学校に送付する。

また、特別企画展に合わせ、公共機関、新聞等に働きかけるなど、事業の周知と来館促進を図る。

② 刊行物の発行

研究紀要「昭和のくらし研究（第13号）」及び「昭和館館報（平成25年度版）」を発行する。

(2) 展示事業

① 常設展示

常設展示室を開室し、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝える。

なお、期間中に展示替え（資料交換含）等を予定している。

② 特別企画展

夏期と春期に特別企画展を開催する。

＊空襲への備えと避難（仮称）

平成26年7月26日㈯～8月31日㈰

＊（内容は検討中）

平成27年3月中旬～5月上旬

秋期と春期に二階広

いさお新聞　毎月十五日発行　（1185）

場で写真展の開催を検討する。

③ 巡回特別企画展

佐賀県と石川県で巡回特別企画展を開催する。

＊伝えたい「戦中・戦後」のくらし（佐賀展）

平成26年10月1日㈬～10月19日㈰

＊伝えたい「戦中・戦後」のくらし（石川展）

平成26年11月29日㈯～12月7日㈰

④ 資料貸出

遺族団体や学校及び公共団体等へ働きかけ、貸出キット（一般用、子ども用、グラフィック、証言映像（ＤＶＤ）の利用促進を図る。

(3) 資料収集事業

① 実物資料

常設展示及び多様な特別企画展の充実を図るため、戦中・戦後の国民生活上の労苦を伝える実物資料の収集に努める。

② 図書映像資料

戦中・戦後の国民生活に関する図書及び映像資料の収集に努める。

(4) 関連情報提供事業

① 図書資料の閲覧提供

利用者が必要とする資料を取り出しやすいよう資料をデータ化し、閲覧利用の促進を図る。

② 映像・音響資料の閲覧提供

ニュース映画・静止画・音響資料（ＳＰレコード）のデジタル化を進めて利用しやすくし、閲覧利用の促進を図る。

③ 戦中・戦後のニュース映画の上映

「昭和館・懐かしのニュースシアター／一階」で、ニュース映画を約三十分にまとめて毎日繰り返し上映する。（毎週土曜日に内容を更新）

④ 資料公開コーナーでの資料紹介

「資料公開コーナー／一階ロビー」において、様々なテーマを設けて資料を展示し紹介する。

⑤「昭和の日」関連イベント

四月二十九日㈫の「昭和の日」前後に関連イベントを行う。

(5) 関係施設等連携会議

しょうけい館及び平和祈念展示資料館との連携について、地方展の取り組みや「夏休み三館めぐりスタンプラリー」等、更に強めていく。

追悼の辞

倉敷市児島下の町

村井政則

お父さん、私・政則はフィリピン慰霊友好親善訪問団の一員として、今日、お父さんの眠るルソン島のこの地に初めて歩みを印ました。六十八年間、一度も訪ねなかったことを深くお詫びします。

七十年前、御国の為、残される妻子のことを思いつつ、多くの方々に見送られながら戦地に向かわれたお気持ちは如何だったでしょうか？「必ず生きて帰るぞ」との思いでの出征だった筈です。しかしながら、お父さんの帰国は無情にも「遺骨の入っていない純白の布に包まれた白木の箱だけだった」と、お母さんより聞かされました。家族のこと、故郷のことを想いつつ永遠の眠りにつかれたことは、さぞ無念だったことでしょう。それを思うと胸が痛みます。

お父さんが亡くなってから四カ月後、病弱だった弟・武宣は食糧難の中、十分な食事も栄養も摂れず僅か三歳でお母さんの温かい胸に抱かれながらお父さんの傍へと旅立ってしまいました。度重なる哀しみに、お母さんはどう耐えたのでしょうか。

苦労の絶えなかったお母さんも二年余りの闘病の末、三十五年前、これからと言う六十三歳で、夫、息子の傍へと逝ってしまいました。一人残された私ですが、四年前に古稀を迎え、お父さんの倍以上の年を重ねています。五十四歳でお父さんと弟の五十回忌、七十一歳でお母さんの三十三回忌の法要と、肉親との早い別れでしたが、その分少しでも長生きしようとの思いで頑張っています。

今日は、お母さんから聞いていたお父さんの大好きだったお酒を携えてきました。故郷・多度津の〝新生〟でないのが残念です…。然し、酒銘新生と青く鮮やかに焼き付けされた七十年以上も前の盃が、我が家のお宝の様に残されていました。今日はそれを持ってきました。この盃で一口ずつ味わうも良し、一気に飲むも良し。お好きな飲み方でどうぞ。お母さんがよく作ってくれた醤油豆、お父さんもおそらく食したことでしょう。お母さんの味ではありませんが、故郷・讃岐のものを持ってきました。お酒にはぴったりの肴です。こちらも是非どうぞ。

ボソボソの慰霊碑で団員や現地の人々と共に
（村井さんは左）

私は今、お父さんとの生活の場であった多度津の地を離れ、倉敷に終の棲家をかまえ、長男、長女、そして二人の孫娘にも恵まれて幸せな生活を送っています。お母さんは、お父さんと弟の遺影が掲げられた仏前に毎日、朝夕、食事の前には必ず火を灯し、朝には一日の無事を願い、夕べには今日一日の幸せに感謝して手を合わせていました。出征前と思われます〝金毘羅さん〟が参拝した〝金毘羅さん〟で撮った、たった一枚しか残っていない家族写真から引き伸ばした遺影です。仏壇には季節の生花も供えられていました。

仏前の遺影は三つになってしまいましたが、私もこうしたお母さんの所作をしっかり受け継いでいます。時折やって来る孫たちも「爺ちゃん、仏さんに線香あげるよ」と言って手を合わせ、冥福を祈ってくれています。母から子へ、子から孫、曾孫へとしっかり受け継がれています。

今回の慰霊訪問の二週間前、フィリピン中部は最大級の台風の直撃で未曾有の被害を受けました。レイテ島方面の慰霊は延期を余儀なくされましたが、私たちマニラ周辺の慰霊は当初の予定通り進行しています。限られた日程での慰霊訪問で明後日には帰国しなければなりません。寂しい限りです。次は何時来れるでしょうか。早い機会に再び訪ねられることを願い、それまでの間、さようなら。お父さん、安らかにお眠り下さい。

十一月二十五日

ボソボソにて

―あとがき

昨年四月、遺族新聞で戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者募集の記事を目にし、戦後六十八年を経た今、父の終焉の地を訪ねて見たいとの思いから早速申し込みを行ったところ、十一月二十日から二十七日の日程でフィリピン慰霊友好親善訪問の一員に加えて頂く事になりました。

この訪問の二週間前、フィリピン中部を襲った最大級の台風三十号（現地名ヨランダ）の直撃で訪問が危惧されましたが、特に被害の大きかったレイテ島周辺を除いて、他の慰霊地の訪問は予定通り実施されました。

父の慰霊祭は、戦没したと思われるインファンタの地から距離のあるボソボソで行っていただきましたが、周辺は雑草が生い茂っているにも拘わらず、慰霊祭の場所は綺麗に清掃されており、気持ち良く父の慰霊追悼を行う事が出来ました。慰霊祭の前日、現地のガイドさんが近辺住民の方々に雑草の刈り取りや清掃をお願いしていたとの

追悼のことば

倉敷市五日市

礒田武志

父上様、次男の武志です。貴方が戦死された七十回忌にあたります今年、日本政府並びに遺族会のお世話で、このパプアニューギニア・ウエワクにお参りすることが出来ました。

昭和十七年十二月二十六日に出征された時、貴方は二十九歳で、母は二十三歳。姉の宣子三歳、兄の文雄は一歳半、私は母の胎内にいました。妊娠も知らず、私の誕生と名前を知らされたことが戦地からの葉書にありましたね。

貴方の六十回忌にあたる十年前、私夫婦と兄の三人で、この地に慰霊に訪れましたが、日本から遠く離れた未開の地で若くして散華された父上の無念を思い、世の無情に涙を流し、戦争の愚かさを痛感しました。

父上様たち多くの犠牲を出しながら日本は敗戦。そして、戦後の混乱を経て高度経済成長を遂げ、今は経済大国となりました。早いもので、今や母は九十四歳の長寿を重ねており、私たち兄弟は共に古希を迎え、元気で暮らしておりますので、ご安心下さい。

互いに気をかけていただいた曾父母は九十歳を超えるまで長生きをしましたし、貴方の孫四人は立派に成人して仕事に励み、曾孫は五人とも元気で、学業や遊びに頑張っておりますことをご報告いたします。

父上様が戦死されたのは三十一歳の時。末っ子の私は今七十歳で、父上より二倍以上、四十年長生きしております。太平洋戦争が始まり、当時、警察官だった父上が御国のためにと、妻と幼子を残して出征された時のお気持ちは如何ばかりかと考えますと万感の思いがいたします。私が子ども や孫の日々の成長に喜びを感じ、将来に夢を託す喜びは言葉に言い表すことは出来ません。如何に日本国のためとは云え、辛く苦しいお気持ちであったことでしょう。

本日、この慰霊碑の下で、私たち兄姉は父上様の死を決して無駄にすることなく、日本国民の一人として義務を果たし、平和の大切さを伝えていくことをお誓いいたします。どうぞ、どうぞ、安らかにお眠り下さい。

平成二十六年二月四日

―あとがき

ちょうど十年前、私たち夫婦と兄の三人でニューギニアに慰霊に訪れましたが、遺族会の友人から日本遺族会の主催で本事業があることを教えていただき、また、父が戦没してから七十回忌にあたることもあり、二月一日から八日までの日程で訪問団に参加させていただきました。

ニューギニアは鉄道や道路網は整備されておらず、主要都市間の移動は専ら飛行機が頼りです。私たちの訪問団も主に飛行機での移動でした。しかし、定期便がない場合や日程的に無理な時は飛行機をチャーターしていただき、関係地の上空で機上慰霊を行っていただきました。また、各地に散在する慰霊碑での慰霊祭では、関係する遺児が父の遺影を掲げ、線香の煙が漂う中、追悼の言葉を捧げました。

また、現地の学校訪問、そして現地日本大使館やニューギニア政府高官らのご臨席をいただいての交流会など、現地の人々との友好親善事業に参加できて本当に良かったと思います。

旅行中、参加者から「父を亡くして寂しい幼年時代だった」、「養子に行かされた」、「母が再婚し一緒に家を出た（私だけ残された）」、「貧しくて中学校までしか行けなかった」「兄弟姉妹別々に暮らした」等々、辛かった体験をお聞きしました。今、苦しい時代を乗り越え、平穏な暮らしができることを互いに喜び合い、父らご英霊に感謝した次第です。

私たち遺児の世代は七十歳を越えています。父らご英霊の慰霊顕彰を考えますと、将来とも靖國神社でお祀りしていただくことが私たちの願いです。国の最高責任者である総理大臣が靖國神社に参拝することは、国のため無念にも戦場に倒れて屍となった父らご英霊と、悲しみの中、辛く苦しい時代を乗り越えてきた遺族に対する義務であると痛感した慰霊巡拝の旅でした。

父の遺影を胸に慰霊祭に臨んだ礒田さん
（東部ニューギニア・ウエワク慰霊碑）

物資、義援金などをマニラ赤十字社を通じて贈らせていただき、事業の目的である慰霊と友好親善を図る事が出来ました。

平成三年から始まった慰霊友好親善事業ですが、参加者数は遺児全体の数％に留まっていると共に、今回の台風に依る被災者の方々に支援の事で、日本遺族会では多くの遺児の参加を呼び掛けています。慰霊訪問は貴重な体験です。岡山遺族連盟からも、この事業の啓蒙に協力してほしいとの依頼があり、事業参加に至った経緯や父に捧げた追悼文を機関紙「いさお新聞」に寄稿した次第です。

遺族会の動き

平成二十六年二月行事表

21日　県連盟女性部第二回研修会（岡山ロイヤルH）
27日　瀬戸内市遺族連合会女性部長会議（長船町内）
　　和気郡遺族連合会役員研修会（和気町内）
28日　日遺理事会（靖國会館）
　　日遺支部事務局長会議（旧九段会館）
　　日遺政都道府県本部事務局長会議（旧九段会館）

平成二十六年三月行事表

2日　岡山市上道地区戦没者慰霊祭・総会（県護國神社）
8日　県連盟役員・各市郡遺族連合会事務担当者合同研修会（いさお会館）
10日　倉敷市遺族連合協議会靖國団参・国会陳情（東京方面）二泊
16日　岡山市南遺族連合会総会（福田公民館）
17日　県連盟常任理事会（いさお会館）
20日　岡山陸軍墓地春季彼岸祭（岡山市津高・岡山陸軍墓地）
23日　県連盟第三回理事会（県連盟大会議室）
26日　総社市昭和地区戦没者慰霊祭（県護國神社）
28日　和気郡佐伯支部遺族会女性部研修旅行（井原市方面）
29日　県連盟第二回評議員会（県連盟大会議室）
31日　瀬戸内市遺族連合会靖國団参・研修旅行（東京方面）二泊

平成二十六年四月行事表

7日　岡山市津高遺族会総会（岡山市内）
　　県護國神社春季慰霊祭準備委員会（いさお会館）

平成二十六年五月以降行事予定表

【5月5日】岡山県戦没者春季慰霊祭（県護國神社）
【5月6日】岡山県護國神社春季例大祭（県護國神社）
【6月中旬及び下旬】県連盟理事会及び評議員会（県連盟会議室）
【6月17日】全国戦没者遺族代表者会議（東京都内）
【7月16日】岡山県戦没者遺族慰霊研修事業（東京方面）一泊
【7月7日以降～24日の一泊二日】
　　日遺女性部60周年の集い・研修会（東京都内）一泊
【8月15日】全国戦没者追悼式（日本武道館）
【10月27日】中国・四国ブロック遺族会会議（島根県）一泊
【11月15日】岡山県戦没者遺族代表者大会（岡山衛生会館）
【12月16日】全国戦没者遺族大会（東京都内）